

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少された方への 「家賃補助付きセーフティネット住宅」の家賃の負担の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方が入居する「家賃補助付きセーフティネット住宅」のオーナーに対する家賃減額補助の上限額を引き上げ、入居者の家賃の負担を軽減します。

あわせて、不動産関係団体を通じて、オーナーや不動産事業者に対し「家賃補助付きセーフティネット住宅」への登録を呼びかけ、供給戸数の増加を図ります。

1 上限額の引き上げを行う入居者の要件

次の全てを満たすことを要件とします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により、収入が概ね20%以上減少し、家賃の支払いが困難であること
- (2) 横浜市内に在住または在勤していること（今回、解雇された方を含む）

2 最大補助金額

62,900円/月・戸（引上げ前40,000円/月・戸）

※ただし、補助の総額は、480万円/戸まで

※実際の補助金額は、住宅の面積、入居者の世帯月収額及び家賃によって決まります。

3 上限額の引き上げを行う期間

1 (1) の要件を満たさなくなるまでの期間

※本市が年に1回実施する「入居者資格の確認」により判断します。

4 最大補助戸数

480戸

5 申込受付開始

令和2年5月18日（月）

6 申込先

横浜市住宅供給公社賃貸住宅事業課（家賃補助付きセーフティネット住宅担当）

電話番号 045-451-7755 FAX 045-451-7707

受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）、8時45分～17時15分

お問合せ先

建築局住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917

（裏面あり）

【参考】「家賃補助付きセーフティネット住宅」について

横浜市では、平成30年9月から、セーフティネット住宅^{*}として登録された住宅のうち、以下の一定の要件を満たす住宅（家賃補助付きセーフティネット住宅）について、入居者負担の軽減のため、オーナー等に対する家賃と家賃債務保証料の減額補助を行っています。

※低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、本市に登録された住宅

1 入居者の主な要件

- (1) 世帯の月収額が15万8千円以下であること
- (2) 住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）を受給していないこと
- (3) 横浜市内に在住または在勤していること
- (4) 持ち家がないこと など

2 住宅の主な要件

- (1) 住宅確保要配慮者のみが入居可能な専用住宅として登録済みであること
- (2) 契約家賃が本市の定める家賃上限額以下であること など

【本市の定める家賃上限額】

面積区分[m ²]	家賃上限額[円/月]
30未満	64,700
30以上40未満	73,000
40以上50未満	81,200
50以上60未満	89,500
60以上70未満	97,700
70以上	106,000

3 補助の内容

(1) 家賃減額補助

本来の契約家賃と入居者負担額との差額（最大4万円/月・戸）を、本市がオーナーに対し、原則10年間補助します。

入居者負担額のイメージ		
入居世帯の所得(月額)	入居者負担額	家賃補助額
104,000円以下	20,000円	40,000円
104,001円以上/123,000円以下	23,800円	36,200円
123,001円以上/139,000円以下	27,900円	32,100円
139,001円以上/158,000円以下	32,100円	27,900円

例)家賃が60,000円の場合、入居者負担額は、入居世帯の所得によって20,000円～32,100円となります。

契約家賃(60,000円)

(2) 家賃債務保証料減額補助

家賃債務保証^{*}を利用する場合、入居の際に支払う家賃債務保証料を、本市が家賃債務保証会社に対し、最大6万円補助します（初回保証料のみ）。

※部屋を借りる際に必要な連帯保証人に代わって、家賃債務保証会社が家賃債務を引き受けること

4 家賃補助付きセーフティネット住宅の探し方

家賃補助付きセーフティネット住宅は、以下のホームページから探すことができます。

横浜市住宅供給公社ホームページ

(URL : <https://www.yokohama-kousya.or.jp/chintai/safety>)

